

よくあるお問い合わせ

令和 8 年度 姫路市 教育・保育施設利用のてびき、様式集

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031627.html>

令和 8 年度 教育・保育施設に関する申請書等ダウンロードサービス

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000021924.htmlz>

姫路市オンライン手続ポータルサイト

<https://lgpos.tkc.asp.lgwan.jp/cu/282014/ea/residents/portal/home>

【申請手続きに関すること】

①仕事をしていないと申込みできませんか？

就労中（就労内定）の場合や保護者に疾病・障害がある場合、保護者が他の親族の看護・介護をしている場合、保護者が就学中の場合、保護者が妊娠・出産前後の期間にある場合に加え、保護者が求職活動中の場合も申込み可能です。育児休業中の場合は、原則育児休業復帰月からの利用となります(施設利用のてびき P.11 参照)。

②利用申請は市役所の窓口でなければ行えませんか？

窓口受付もしくは電子申請にて受付できます。窓口受付の場合は、姫路市役所こども保育課または夢前・香寺・安富各保健福祉サービスセンター、家島事務所で受付します。また、マイナンバーカードの有無に関わらず、ご自宅などから電子で申込みいただくことも可能です(施設利用のてびき P.9.10 参照)。 郵送や FAX での申込みは受付できませんのでご注意ください。

③希望する施設に欠員（空き）がない場合でも申込みできますか？

欠員（空き）状況に関わらず申込みいただけます。施設に欠員（空き）がある場合のみ、保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行いますが、欠員（空き）がない場合は利用調整が行われず、入所することはできません。

④2人以上のきょうだいを同時に申込む場合、申請書などの書類はそれぞれ必要ですか？

申請書、保育を必要とする事由を証明する書類などは、利用申請される児童の人数分の提出が必要になります。また、保育を必要とする事由を証明する書類については、コピーで対応いただくことも可能です。

⑤希望する園が複数ありますが、すべての施設を見学した方がよいですか？

見学しなければ申込みできないという訳ではありませんが、ホームページや施設情報だけでは分からない施設の雰囲気やお子様の表情などを確認するためにも見学されることをおすすめします。

なお、見学人数を制限されている場合もあります。事前に各施設にお問い合わせいただくようお願いします。

⑥施設利用が内定しましたが、申込み時と状況が変わったため辞退し、新たに別の施設を希望する場合、再度利用申請を行う必要がありますか？

内定を辞退される年度と同年度の利用を希望される場合、「教育・保育施設辞退届」を提出されない限り、再度の利用申請は不要です。電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「教育・保育施設変更届」を申請してください。希望変更前の第1希望に内定を辞退される施設を入力してください(施設利用のてびき P.27 参照)。

ただし、正当な理由なく利用内定を辞退される場合、次回の利用調整において減点されるなど、不利となる場合があります。

⑦現在、保育施設の利用申請中ですが、保留になりました。翌月以降も改めて申請が必要ですか？また、このまま保留が継続した場合、翌年度の利用申請は必要ですか？

保育施設の利用申請は、申請を辞退されたり、認定期間に定めのあるもの（妊娠・出産認定など）を除いては、申請された年度中は有効ですので、翌月以降の申込みは不要です。利用希望施設を変更される場合は「教育・保育施設変更届」を、電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから変更希望月前月 20 日 17 時（20 日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに申請してください。

また、翌年度も引き続き利用を希望される場合は、新たに利用申請が必要になりますので、ご注意ください。

⑧支給認定証というはがきが届きました。施設の利用が決定したということですか？

支給認定証は利用の決定ではなく、「施設の利用資格」の認定をお知らせするものです。一般枠で申込みされたすべての方に郵送しています。緊急枠での申込みの場合、希望施設決定後に郵送いたします（緊急枠で保留になり、企業主導型保育事業等に通園するため支給認定証が必要な場合、こども保育課へご連絡ください）。

施設の利用決定については、1号認定の児童の場合、各施設で利用調整を行います。2号・3号認定の児童の場合、4月入所の利用希望の方には郵送で、5月以降の年度途中入所の利用希望の方には決まった方のみ毎月24日頃、お電話で選考結果をお伝えしています。

⑨4月入所の二次調整で保留となった場合、その後はどうなりますか？

二次調整後の利用調整はございませんので、5月以降の年度途中入所の利用調整の対象となります。

⑩市外に住民登録をしていますが、姫路市の施設の申込みはできますか？

住民登録をしている市町村で申込みをしてください。詳しくは住民登録をしている市町村にお問い合わせください。

※ただし、**利用希望月までに姫路市内に転入予定の場合、姫路市で直接受付が可能です（電子申請可）**。その場合は、アパート・マンションなどの賃貸借契約書、売買契約書などの転入されることが確認できる書類の写しを提出してください。姫路市内在住の親族またはパートナーと同居予定の場合は、同居される方の住民票を提出してください。**転入予定での申込で、利用希望月の1日までに転入手続きをされなかった場合、利用申込みは無効となります。**

保護者の状況	申込先
姫路市に住民登録をしており、市外の施設を利用したい	姫路市
市外に住民登録をしており、姫路市の施設を利用したい	住民登録をしている市町村（上記 ※の場合は、姫路市でも可）

⑪市外の施設を利用したいのですが、どうすればよいですか？

保護者の勤務先や実家が市外にあるなどの特別な理由がある場合は、市外の施設を申込みことができます。この場合は、姫路市こども保育課または夢前・香寺・安富各保健福祉サービスセンター、家島事務所へ申込みをしてください（電子申請可）。結果については、姫路市から希望先の市町村に依頼をし、その市町村から利用調整結果についての通知があった後、姫路市より保護者の方へ連絡させていただきます。

⑫申請施設を変更（辞退）する場合はどうすればよいですか？

姫路市オンライン手続ポータルサイトにて、申込み施設を変更する場合は、「教育・保育施設変更届」、申込みを辞退する場合は、「教育・保育施設辞退届」を申請してください(施設利用のてびき P.27, 28 参照)。

4 月入所の転園を希望される場合は、転園の申込みをされた時点で、在籍している施設の次年度在籍資格がなくなります。したがって転園が内定した保育施設を辞退される場合、元の保育施設に戻ることはできません。

⑬保護者の保育を必要とする事由に変更があります（転職含む）。手続は必要ですか？

変更後の保育を必要とする事由に応じた証明書を提出してください(施設利用のてびき P.11 参照)。提出は変更のある保護者分のみで構いません。姫路市オンライン手続ポータルサイトから「認定変更届」に添付し、提出していただくことも可能です。

⑭申請の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択した場合、どのような取り扱いになりますか？

利用調整の優先順位は下がります（利用調整基準表の加算指数において10点減点）。ただし、希望する保育所等の定員に空きがあれば、利用内定となる場合があります。

また、申請内容は令和8年3月まで継続されます。この取扱いを変更される場合は、姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「育児休業復帰に伴う利用申請内容変更届」を変更希望月前月20日（17時20分）までに申請してください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

また育児休業期間が延長になった場合は、「認定変更届」（延長後の復帰日が記載された「就労証明書」を添付）も併せて申請してください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

⑮そのほか届出の必要なことはありますか？

世帯の状況（住所、電話番号等）が、申込み時から変更になった場合は、姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください。（施設利用のてびき P.27、28 参照）。父（母）が単身赴任となった場合や、郵送物の送付先を指定する場合も、同様の変更届を申請してください。その他、児童や保護者の状況に変化が生じた場合（例：申込児童が届出保育施設（認可外保育施設）を利用し始めた場合）には、「保育状況変更届」の申請を行ってください。

【育児休業に関すること】

⑯育児休業中の場合は、復帰月よりも前の月の一般枠の利用調整の対象とならないのですか？

育児休業期間中は「保育を必要とする事由」に該当しないため、育児休業復帰月からでない一般枠の利用調整の対象となりません。例えば、10月20日復帰の方は、10月入所の一般枠の利用調整から対象となります。ただし、事業所の承認を得て、「育児休業復帰の短縮に関する申立書」（施設利用のてびき P.41 参照）を提出した場合、復帰が可能な月の一般枠の利用調整の対象となります。

⑰利用申請中ですが、下の子どもの育児休業に入りました。引き続き利用調整の対象となりますか？

育児休業期間中は「保育を必要とする事由」に該当しないため、利用調整の対象となりません。利用申請中に育児休業に入られた場合は、育児休業期間が書かれた「就労証明書」の提出を行ってください。提出された「就労証明書」に記載の育児休業復帰月から、あらためて利用調整の対象となります。なお、事業所の承認を得て、「育児休業復帰の短縮に関する申立書」（施設利用のてびき P.41 参照）を提出した場合、復帰が可能な月の一般枠の利用調整の対象となります。

⑱入所内定は先着順で決まるのですか？

先着順ではありません。利用希望者が施設の受け入れ枠を上回る場合は、入所希望月の前月 20 日（17 時 20 分）までに申込みされた方を対象に、市の定める「利用調整基準」に基づき、保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行います。

ただし、育児休業から復帰される方で、緊急枠（育児休業復帰枠）で申込まれる場合に、指定期間内の申込みが間に合わず、指定期間以降に申込みをされる場合は先着順になる場合があります。緊急枠の申込みには対象となる方の条件等があります(施設利用のてびき P.13、14 参照)。

⑲利用希望施設を「第 1 希望」か「第 2 希望」か「第 3 希望」にすることで、利用調整において優先度は変わりますか？

入所指数（基礎指数及び調整指数の合計指数）における優先度は変わりませんが、入所指数が同点となった場合に、希望順位の高い児童が優先される場合があります。

⑳利用申請に当たり、第 1 希望のみを記入した場合の方が、複数希望の場合に比べて優先的に入所できるのでしょうか？

第 1 希望のみを記入された場合と、第 1 希望及び第 2 希望、第 3 希望を記入された場合で、どちらかが利用調整において優先されるということはありません。優先度は同等の取り扱いとなりますので、通園可能な範囲、開所時間、保育内容等を検討されたうえで、希望施設が複数ある場合は第 2 希望、第 3 希望まで記入してください。

㉑子どもが施設入所申込をしています。単身赴任することになりました。何を提出すればいいですか？

入所申込の締切日までに就労証明書（「No.17 単身赴任期間（予定を含む）」が記載されているもの）をご提出ください。利用調整で考慮される場合があります。

㉒子どもが施設入所申込をしています。届出保育施設（認可外保育施設）に入所することになりました。何をすればいいですか？

入所申込の締切日までに「保育状況変更届」をご提出ください。利用調整で考慮される場合があります。

【保育料に関すること】

㉓利用者負担額（保育料）は「公立」と「私立」の施設とで異なりますか？

保育料は公立・私立問わず、姫路市が定めた一律の金額になります。ただし、保育料以外に諸経費（制服代、バス送迎利用代など）等がかかる場合がありますので、事前に各施設にご確認ください(施設利用のてびき P.12 参照)。

㉔子どもの年齢が、2歳から3歳になりました。認定区分や利用者負担額（保育料）の基準は変わりますか？

認定区分は3号認定から2号認定に変更になりますが、保育料の基準は2歳児のまま変わりません（小学校の学年の考え方と同じ）。また、利用年齢が2歳までの施設を利用している方は、年度末まで継続して通うことができます（保育を必要とする事由がある場合に限る）。

㉕きょうだい別々の認可・認定施設を利用する場合、第2子は軽減にならないのですか？

別々の園を利用しても、第2子は軽減、第3子以降は無料になります。原則として小学校就学前までの範囲において、同時に施設を利用する最年長の児童を一人目と数えます(施設利用のてびき P.12 参照)。

㉖海外勤務等で海外に居住していた場合、保育料（利用者負担額）はどのようにになりますか？

海外での収入を申告いただき、市民税相当額を算定し保育料を決定します。申告に当たっては、「海外収入にかかる証明書兼申立書」の提出が必要です。様式はこども保育課ホームページからダウンロード又は、こども保育課窓口にて取得し、窓口もしくは姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「課税証明書・海外収入にかかる証明書兼申立書」の申請を行ってください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

㉗ひとり親世帯の場合、利用者負担額（保育料）の取扱いはどうなりますか？

ひとり親世帯の保育料は、母（父）の所得から算出される市民税課税額に応じて算出します。

ただし、以下に該当する場合は状況により祖父母等の市民税課税額も含めて保育料を算出する場合があります。

- ・ 祖父母等と一緒に生活し、祖父母等が児童または保護者を所得税や住民税、健康保険等において扶養の対象としている場合
- ・ 祖父母等と一緒に生活し、祖父母等の援助を受けて生活しているとみなされる場合

（例）母（父）の年収がおおむね103万円未満の場合など

※上記内容は、ひとり親世帯ではない世帯も該当する場合があります。

※同居のパートナーが居る場合、利用者負担額等の算定合算対象となります。

②離婚調停中、離婚裁判中なのですが、利用調整・保育料（利用者負担額）はひとり親世帯の扱いになりますか？

離婚調停中、離婚裁判中であることを証明する、下記①～③いずれか 1 点の書類の提出があった場合、利用調整・保育料等はひとり親扱いとなります。

- ① 調停調書の写し
- ② 夫婦関係調整調停（離婚）の事件番号が記載されている書類（調停期日通知書等）の写し
- ③ 離婚調停中等の証明書(こども保育課ホームページに掲載の様式を使用し、担当の弁護士の説明が必要です。)

上記書類の提出ができない場合、④配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類(施設利用のてびき P.11 参照)の提出が必要です。この場合、利用調整においては、姫路市保育施設等利用基準表に基づいた各々の基礎指数での優先度となります。

※④の提出が難しい場合、「誓約書兼就労予定申立書」を提出してください。その際、「誓約書兼就労予定申立書」の「3.その他」の箇所に、「離婚調停中のため配偶者の就労証明書が提出できないため、こちらで代用する。」という旨の文言を記入してください。利用調整においては求職活動と同等の優先度になります。

【世帯の異動に関すること】

②7ひとり親世帯になりました。何か手続は必要ですか？

①母子家庭等医療費受給者証 ②児童扶養手当証書 ③申請者（保護者）の戸籍全部事項証明書（証明日から 3 か月以内のもの）のうちいずれか 1 点をご準備の上、窓口もしくは姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.27、28 参照)。離婚の場合、ひとり親の適用については、離婚と別居が成立した翌月からとなります。前年度以前への遡及はしません。

②8ひとり親世帯でしたが、結婚しました。何か手続は必要ですか？

結婚相手である母（父）の保育を必要とする事由を証明する書類(施設利用のてびき P.11 参照)をご準備の上、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください。(施設利用のてびき P.27、28 参照)

【その他の問い合わせ】

②9子どもの発達が気になります。希望する園で受け入れてもらえるか心配なのですが、どうしたらいいですか？

保育を必要とする事由（施設利用のてびき P.11 参照）に該当し、集団保育が可能で日々の通所ができる児童であれば、施設利用ができます。（施設利用のてびき P.6 の利用できない場合もご確認ください。）申請書裏面の「児童の状況欄」に具体的に、かつもれないよう記入の上、提出してください。希望施設で事前面談を受けていただく場合があります。

集団生活に心配や不安がある、障害やアレルギー、個別に支援が必要な場合等は、施設申込みをされる前に、必ず希望施設を見学し、気になることを相談してください。また、申込みの際には、こども保育課にもご相談ください。

③⑩保育に関する施設や事業の利用について相談できる場所はありますか？

こども保育課利用者支援相談窓口までお問い合わせください。利用者支援相談窓口では子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や、各種の保育サービスに関する情報提供、及び、利用に向けての支援を行っています。電話相談・予約相談も受け付けています。窓口相談を希望される場合、下記の URL より予約してください。

○電話：079-221-2840

○相談受付時間：9：00～17：00（月～金）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/37e59348-1ca6-4adc-a92a-84a7ac375703/start>

リモート相談窓口について

支所・サービスセンターと市役所本庁を専用の端末でつなぎ、本庁に行かなくても相談や手続きができる窓口もあります。

○開設場所：広畑支所、白浜支所、安室サービスセンター

○開設日時：平日（年末年始を除く） 午前 10：00～17：00 まで（12：00～13：00 を除く）

利用希望の方は、下記の URL より予約してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/63c6b052-8991-4892-a628-e206a6adcd83/start>

③⑪教育・保育施設の情報を詳しく教えてもらえますか？

こども保育課ホームページ「[令和 6 年度 姫路市教育・保育施設一覧](#)」をご覧ください。それぞれの施設の 1 日のスケジュールや年間行事、諸経費（制服代、バス送迎利用代等）などの情報を見ることができます。

※ただし、上記の情報は令和 6 年 4 月 1 日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

③⑫一時的に子どもを預かってもらうことはできますか？

パート就労などにより週に数日保育が必要な場合や、保護者の傷病などにより緊急的に保育が必要な場合など、保育の認定がなくても、利用することができます。「[令和 7 年度 姫路市教育・保育施設一覧](#)」で一時保育を実施している施設を確認してください。定員は、利用希望日の施設の在籍状況により変動しますので直接施設へお問い合わせください。

<参考資料> 令和 6 年度の一時保育料（公立） ※私立施設は各施設により異なります。

4 時間を超える利用の場合		4 時間以内の利用の場合	
3 歳未満児	日額 2,500 円	3 歳未満児	日額 2,000 円
3 歳以上児	日額 2,300 円	3 歳以上児	日額 1,800 円

※次の①②を満たす方は、月額 3.7 万円まで、①③を満たす方は、月額 4.2 万円までの利用料が無償化の対象となります。

①保育を必要とする事由(施設利用のてびき P.9 参照)に該当し、市から「施設等利用給付認定」を受けている。

②3 歳到達後最初の 4 月 1 日を経過している。

③0～2 歳児（満 3 歳含む）で住民税非課税世帯

給食費は無償化の対象外となります。無償化に関して詳しくは、こども保育課ホームページ「[幼児教育・保育の無償化について](#)」をご覧ください。